

令和8年度「多頭飼育崩壊防止のための
避妊・去勢手術事業」における犬・猫の
手術実施者 募集要項

京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
(令和8年3月)

目次

1 概要等

2 業務委託内容等

- (1) 事業の流れ
- (2) 委託期間
- (3) 委託料
- (4) その他

3 応募資格に関する事項

- (1) 基本的条件
- (2) 資格制限

4 応募の手続き等

- (1) 応募期間
- (2) 応募方法

5 事業者の選定

- (1) 選定方法
- (2) 選定結果の通知
- (3) 契約の締結
- (4) 決定の取消し

6 提出及び問合せ先

別紙1 多頭飼育崩壊防止のための避妊・去勢手術事業実施要綱

別紙2 多頭飼育崩壊防止のための避妊・共生手術事業実施要領

別紙3 多頭飼育崩壊防止のための避妊・去勢手術事業の業務の流れ

別紙4 手術日程調整票（第7号様式）

別紙5 手術日程通知書（第8号様式）

別紙6 搬送時間診票（第10号様式）

別紙7 手術不適理由書（第11号様式）

別紙8 多頭飼育崩壊防止のための避妊・去勢手術事業 月間手術実績報告書兼委託料請求書（第12号様式）

別紙9 多頭飼育崩壊防止のための避妊・去勢手術事業 月間手術実績報告書件委託料請求書（まとめ）（第13号様式）

様式1 応募申込書

様式2 手術実施動物病院の概要

様式3 誓約書

1 概要等

京都市（以下「市」という。）では、令和3年に「第二期京都市動物愛護行動計画」を策定し、犬猫の殺処分削減に向け、様々な動物愛護施策に取り組んでいる。この行動計画において「多頭飼育崩壊対策」は重点的に取り組むべき課題と位置付けており、環境省が策定した「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン～社会福祉と動物愛護管理の多機関連携に向けて～」を踏まえ、社会福祉の関係部署と連携し、「予防」や「早期の探知」に重点を置いた取組を進めているところである。

令和7年7月29日から新たに開始した「多頭飼育崩壊防止のための避妊・去勢手術事業」においては、犬又は猫を多数飼育する市民に対し、飼育環境を改善し、多頭飼育崩壊を防止及び解消するとともに、適正飼養の推進及び周辺的生活環境の保全を図ることを目的として、一定の条件を満たす犬又は猫の所有者を市が認定し、この認定者の犬又は猫の避妊・去勢手術を、市の委託する動物病院において無料で行うものである。

令和7年度は、令和8年2月末時点において、計20施設の動物病院に御参加いただき、猫12頭の避妊去勢手術を実施し、多頭飼育崩壊の防止に貢献いただいている。この実績を踏まえ、令和8年度も、避妊・去勢手術を受託する動物病院を募集するものである。

なお、受託者は、「多頭飼育崩壊防止のための避妊・去勢手術事業実施要綱」（別紙1。以下「要綱」という。）第2条第3号に定める手術実施者に該当し、要綱及び「多頭飼育崩壊防止のための避妊・去勢手術事業実施要領」（別紙2。以下「要領」という。）に定める事業を行うものとする。

2 業務委託内容等

(1) 事業の流れ（「多頭飼育崩壊防止のための避妊・去勢手術事業の業務の流れ」（別紙3参照）

ア 手術実施日の調整

受託者は、手術対象の犬又は猫（以下「手術対象犬猫」という。）の避妊・去勢手術の実施のために、要綱第6条に基づき、市と手術実施日その他必要な事項を調整する。

なお、調整に当たっては、要領第5条第1項に定める「手術日程調整票（第7号様式）」（別紙4）を使用し、調整した結果は、要領第5条第4項に定める「手術日程通知書（第8号様式）」（別紙5）により、市から受託者へ通知する。

イ 手術対象犬猫の受取り（搬入）

受託者は、要綱第7条及び要領第6条第4項に基づき、手術日当日に、市が委託する搬送実施者から、手術対象犬猫及び「搬送時間診票（第10号様式）」（別紙6）を受け取る。

ウ 術前健診

受託者は、要綱第8条第1項に基づき、手術対象犬猫の術前の健康状態について、当該搬送時間診票記載事項の確認及び術前健診を行い、手術の条件を満たすことを確認する。なお、開腹手術を実施した跡がある等により手術の条件を満たさない場合、要綱第8条第2項に基づき避妊・去勢手術を実施しない。

エ 術前準備

受託者は、要綱第8条第1項に基づき、手術の条件を満たすことを確認した場合、手術対象犬猫に麻酔及び毛刈り等による「術前準備」を実施する。雌の犬猫の場合、開腹手術を実施した跡が無いことを確認する。

オ 避妊・去勢手術の実施

受託者は、要綱第8条第1項及び要領第7条第1項に基づき、次の方法で手術を行う。

- (7) 全身麻酔下で実施すること。
- (8) 雌の場合、卵巣摘出術又は卵巣子宮全摘出術とすること。
- (9) 雄の場合、精巣全摘出術とすること。
- (10) 皮膚の縫合は、吸収糸を使用し、埋没縫合とすること。
- (11) 抗生物質の使用等による感染防止の措置を講じること。

カ 手術後の経過観察

受託者は、要綱第8条第3項に基づき、手術を実施した犬又は猫を1泊入院させ、手術日の翌日に搬送実施者に当該犬又は猫を引き渡す。

キ 手術を実施しなかった手術対象犬猫の取扱い

受託者は、要綱第8条第2項に基づき、手術をしなかった場合、要綱第9条の搬送実施者への引き渡しの際に、搬送実施者に手術をしなかった理由を説明し、「手術不適理由書（第11号様式）」（別紙7）により医療衛生企画課に報告する。

ク 報告及び委託料の請求

- (7) 受託者は、要綱第8条第1項の手術又は手術に係る処置を実施した場合、要綱第10条第1項及び要領第9条第1項に基づき、報告及び委託料の請求を、原則翌月10日までに「多頭飼育崩壊防止のための避妊・去勢手術事業 月間手術実績報告書兼委託料請求書（第12号様式）」（別紙8）に、次に掲げる書類を添えて、医療衛生企画課に提出することで行う。
 - a 診療簿の写し
 - b 搬送時間診票の写し
- (8) (ア)の報告は、受託者が京都市内に所在している動物病院の開設者が複数加盟している法人（以下「獣医師会等」という。）の会員の場合、要領第9条第2項に基づき獣医師会等がとりまとめ、「多頭飼育崩壊防止のための避妊・去勢手術事業月間手術実績報告書兼委託料請求書（まとめ）（第13号様式）」（別紙9）に（ア）a及びbに掲げる書類を添えて、医療衛生企画課に提出することができる。

(2) 委託期間

契約締結日～令和9年3月31日

(3) 委託料

ア 予定数量

50頭（ただし、全受託者が手術又は手術に係る処置を実施した頭数の合計）

（参考：令和7年度実績（令和8年2月末時点）

手術実施施設として登録を受けた動物病院数：20施設

手術実施頭数：犬 0頭、猫 12頭

イ 委託料の支払い

市は要綱第10条第1項に基づき委託料の請求を受けたときは、審査のうえ速やかに請求者に委託料を支払うものとする。

ウ 委託料単価

要綱第11条及び要領第10条の受託者への委託料は、次の単価で契約する。
なお、委託料の単価の消費税は、内税とする。

(7) 手術を実施した場合

a 避妊手術

1頭につき	30,000円
-------	---------

b 去勢手術（開腹なし）

1頭につき	25,000円
-------	---------

c 去勢手術（陰辜により開腹あり）

1頭につき	30,000円
-------	---------

(8) 手術を実施しなかった場合

a 術前健診のみ

1頭につき	7,000円
-------	--------

b 術前健診及び術前準備のみ

1頭につき	15,000円
-------	---------

c 開腹まで実施

1頭につき	30,000円
-------	---------

(4) その他

ア 受託者は手術の実施に際し次の事項を遵守しなければならない。

獣医師法（昭和24年法律第186号）第21条に基づき、診療簿を作成し保管すること。

イ 獣医療法（平成4年法律第46号）等関係法令を遵守すること。

ウ 手術により発生した廃棄物は、受託者の負担により適切に廃棄すること。

エ 受託者は、この契約の履行にあたって個人情報及び業務に係るすべての情報（以下「個人情報等」という。）を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の趣旨を踏まえ、この要項の各条項を遵守し、その漏洩、滅失、き損等の防止その他個人情報等保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。

オ 委託内容について疑義が生じた場合は、市担当者と事前に協議を行うものとする。

カ 受託者は応募内容に変更が生じた際は、速やかにその内容を届け出ること。

キ 受託者が獣医師会等の場合、応募期間終了後に新たに本事業により避妊・去勢手術の実施者となることを希望する会員が生じた場合は、手術実施動物病院の概要（様式2）により本市に届出を行い、手術実施者として承認を得ること。

ク 契約期間内であっても、受託者全体での委託料の総額が本事業に係る予算の上限に達した場合は、契約期間の満了とする。また、結果として手術実績が無い場合もあるが、

その場合においても、市は何ら補償しない。

ケ 受託者は、市から本事業に基づいて手術の依頼があった場合、正当な理由なく手術を拒否することはできない。正当な理由なく手術拒否を行った場合は、本契約を解除することがある。

3 応募資格に関する事項

応募資格は、次の各号に掲げる条件に該当する者とする。

(1) 基本的条件

ア 京都市内に所在している動物病院の獣医師

ただし、獣医師会等は、本事業における避妊・去勢手術の実施者となることを希望する会員獣医師分を取りまとめ、応募者となることができる。

イ 法人が応募者の場合は、法人登記がされていること。

(2) 資格制限

次のいずれかに該当する者は応募することができない。

ア 国税及び本市の地方税を完納していない者

イ 本市の水道料金及び下水道使用料を完納していない者

ウ 法人等又はその代表者が、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権をえない者

エ 役員又は主な使用人が京都市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員等及び暴力団密接関係者

オ 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反するとして公訴を提起された日から2年を経過しない（無罪となった場合を除く）者

カ 法人等又はその代表者が私的独占の禁止及び構成取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会から課徴金納付命令又は排除措置命令を受けた日から2年を経過しない者

4 応募の手続き等

(1) 応募期間

令和8年3月2日（月）から令和8年3月31日（火）午後5時まで※

※ 郵送の場合は必着

※ 契約開始日を令和8年4月1日からとする場合、令和8年3月19日（木）までに応募すること。

(2) 応募方法

提出期限までに、次の書類1部を郵送又は持参により「7 提出及び問合せ先」まで提出すること。

なお、応募に要する費用は応募者の負担とし、提出された書類は返却しない。

ア 応募申込書（様式1）

イ 手術実施動物病院の概要（様式2）

※ 応募者が、獣医師会等の場合は、本事業により避妊・去勢手術の実施者となること

を希望する全ての会員分を提出すること。

ウ 応募者が法人の場合、法人登記簿謄本又は登記事項全部証明書（提出日から3カ月以内に発行のもの。）

エ 京都市暴力団排除条例に基づく誓約書（様式3）

オ 直近1年分の国税及び地方税（京都市分）の納税証明書

┌ 国税：法人税又は所得税と、消費税及び地方消費税の未納がないことの証明書
└ 地方税：京都市の法人市民税及び固定資産税の未納がないことの証明書

(3) その他

本件調達に係る予算が成立しない場合は、契約を締結できません。この場合において、本件調達のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、応募者はその費用を京都市に請求することはできませんので、あらかじめ御了承のうえ、応募してください。

5 事業者の選定

(1) 選定方法

応募のあった者のうち、下記の欠格要件に該当しない者を事業者として選定する。なお、選定は複数となる場合がある。

【欠格要件】

- ・ 応募者の資格要件を満たしていないと本市が判断した場合
- ・ 応募書類に虚偽の記載があることが判明した場合
- ・ 応募期間内に必要な応募書類が提出されなかった場合
- ・ その他不正行為があったと認められる場合

(2) 選定結果の通知及び契約の締結

公募要件を満たし、契約締結が可能と判断された場合は、市から事業者宛てに通知した後、別途業務委託契約を締結します。

(3) 決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、受託者としての決定を取り消す。

ア 受託者が、本要項に定める資格要件に適合しなくなった場合

イ 社会的信用の失墜等により、受託者としてふさわしくないと本市が判断した場合

6 提出及び問合せ先

京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課 動物愛護担当

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 北庁舎3階

電話 075-222-4271

FAX 075-213-2997

メール eisei@city.kyoto.lg.jp